

# 国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会について

## 1 開催の趣旨

国家公務員の労働基本権、特に争議権の在り方について検討するため、有識者で構成する「国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会」を開催する。

## 2 検討内容

- ① 自律的労使関係を構築する上での争議権の意義
- ② 争議権を付与する場合において、公務員の職務の公共性と争議権を調和させるための規制措置
- ③ その他

## 3 会議の庶務

国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会の庶務は、国家公務員制度改革推進本部事務局が処理するものとする。